

2016年(平成28年)度 三重県多文化共生社会づくり関連事業実施状況

(単位:千円)

展開方向	事業名	事業費	事業概要	取組結果	成果と残された課題	担当部局	指針掲載部分
1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用	(1)外国人住民の意見を地域づくりに反映する仕組みを構築します。	多文化共生がもつ力の活用事業 (多文化共生ネットワーク推進事業)	910 外国人住民等が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくるとともに、外国人住民等の意見を取組に反映させるため、「三重県外国人住民会議」を設置する。 [ダイバーシティ社会推進課]	「三重県外国人住民会議」を新たに設置(委員13名)。 ○第1回 平成28年10月8日(10名参加) 県の多文化共生に係る取組等について意見交換を行った。 ○第2回 平成29年2月26日(7名参加) 外国人住民の防災意識や災害時の対応について意見交換を行った。	○「友人や知人に頼まれて通訳をすることがあるが、通訳の研修を受ける機会がない」という意見をふまえて、通訳者を育成する研修会の開催について、(一財)自治体国際化協会の助成事業の申請につながった。今後も、多文化共生社会づくりや外国人住民の地域づくりへの参画促進に関して意見を引き続きいただき、県の多文化共生施策等に生かしていく。 ○さまざまな主体と連携して、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりや、多文化共生社会づくりに必要な人材の育成に取り組んでいく必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章1(1)
		多文化共生がもつ力の活用事業 (留学生支援事業費)	16,721 海外の大学等に在学する三重県出身者や県内の大学等に在学する外国人留学生、県内の医療・看護師養成機関で学ぶ外国人学生に対して、奨学金を給付する。[ダイバーシティ社会推進課]	○私費海外留学生6名(うち新規2名)、私費外国人留学生14名(うち新規7名)に奨学金を給付することで国際的な感覚と視野に富んだ人材を育成。 ○私費外国人留学生奨学金奨学生の集いを開催 実施日:平成28年10月1日 参加者:12名	○奨学生に県の取組を情報発信することで、関心を持ってイベントなどに参加してくれる奨学生が増えている。今後も、県の取組に参加することをきっかけとして、多文化共生の社会づくりに積極的に参画していただけるよう、外国人留学生をはじめとする多くの奨学生に、機会を通じて働きかけていく必要がある。 ○近年の応募状況等を勘案して、29年度の募集人数の見直しを行う。	環境生活部	第Ⅲ章1(2)
		私立高等学校教育国際化推進事業費補助金	2,100 私立高等学校の外国人語学指導助手の雇用に要する経費を助成する。 [私学課]	私立高等学校8校(7学校法人)の外国人語学指導助手(10名)の雇用に要する経費を助成した。	外国語教育は生徒の能力向上のためには重要であり、今後も引き続き支援を行っていく必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章1(2)
	(2)多文化共生社会づくりに必要な人材を育成します。	世界へはばたく高校生育成支援事業	20,967 社会、経済等のあらゆる面においてグローバル化が急速に進展する中、国際的な舞台で積極的に活躍・発信する力が求められており、国内・県内にあっても、グローバルな視野に立って自らの考えや意見を適切に伝え、日本人・三重県人としてのアイデンティティーを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度を身につけた人材育成が必要となっている。将来、国際的な舞台で競争し、活躍できる人材育成をめざし、県内の高等学校において取組を進める。 [高校教育課]	○「三重の高校生サミット」の開催 実施日:6月5日、6月12日 参加者:1日目高校生67人、大学生6人、2日目高校生68人、大学生7人 ○高校生の留学促進事業 支援金受給者 長期留学:2人(県費) 短期留学:17人(国費7人、県費10人) 三重県立高校生海外研修旅行:10人(県費) ○「英語キャンプ」の開催 実施日:8月21日～23日 参加者:高校生39人、大学生8人 ○スーパーグローバルハイスクール 文部科学省指定校において、グローバルマインドを育成するためのプログラム・教育課程の研究開発に取り組んだ。	○学校の枠を越えた高校生のネットワークを構築できた。ディスカッションの内容を深めるため、事前課題を工夫する必要がある。 ○海外への留学生数をさらに増加させるため、海外研修旅行や留学フェアを実施し、高校生の留学への関心を高める必要がある。 ○英語のみを使用する環境において、日ごろ授業で学ぶ英語だけでなく、日常的に使われる英語表現を体験を通して学ぶことができ、今後の英語学習に向けた動機づけになった。習熟度別のグループ活動等の実施により、一層の充実を図る必要がある。 ○事業の成果を検証するとともに、指定校の取組を、広く県内の他の高等学校に発信していく必要がある。	教育委員会	第Ⅲ章1(2)
		語学指導等を行う外国青年招致事業	220,436 高等学校において、国際理解教育の推進及び英語教育、特に「聞く力」「話す力」を伸ばす指導を充実を図るとともに、教員研修等において英語運用力を高める指導を行い教員の資質向上を図るため、語学指導等を行う外国青年(外国語指導助手:Assistant Language Teacher)を招致する。 [高校教育課]	○平成28年度は、外国語指導助手45人を県立高等学校39校に配置し、国際理解教育及び英語教育、特に英語によるコミュニケーション能力を伸ばす指導の充実を図った。 ○平成29年1月17日・18日に、外国語指導助手及び日本人英語教員を対象とした外国語指導助手の指導力等向上研修を開催し、英語授業の改善に資する講演、ワークショップ等を実施した。	○外国語指導助手の指導力等向上研修に参加した日本人英語教員を対象としたアンケートにおいて、ほぼ100%の教員が外国語指導助手は生徒の英語を話す力の向上に有益であると回答するなど、外国語指導助手を配置することが効果的な英語教育の実施につながっている。 ○英語の授業における生徒の言語活動の充実を図るため、外国語指導助手の効果的な活用が必要である。 ○ALTの指導力を向上させることをより重視した研修会を実施する必要がある。	教育委員会	第Ⅲ章1(2)

展開方向		事業名	事業費	事業概要	取組結果	成果と残された課題	担当 部局	指針 掲載 部分
2 情報や学習機会の提供	2 ・ 1 (1)多言語での情報提供を進めます。	情報や学習機会の提供事業 (多言語行政生活情報提供事業)	7,122	外国人住民の地域社会への参画を進めるため、外国人住民が三重県(日本)で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報や生活情報、地域の課題や取組についての情報を、多言語HP(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で、外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供する。 [ダイバーシティ社会推進課]	外国人住民が地域社会の担い手となるために必要な、健康、安全、教育、文化などの行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で提供。 提供情報数:映像情報6件、文字情報48件 年間アクセス件数:77,637件 (提供情報例) 「日本の年金制度について」6月映像情報 「福祉医療費助成制度について」6月文字情報 「義務教育の就学に必要な費用の援助について」2月文字情報	○外国人住民数の増加に伴い、日本での生活ルールについての文字情報や、年金制度について説明する映像情報を提供したところ、多くの閲覧があった。税金や医療助成制度に関する文字情報等を通じて、生活に密着した制度に関して周知を広め、理解を深めてもらうことができた。 ○4月に発生した熊本地震の影響から、以前に作成した地震や津波に関する映像情報へのアクセスが増加した。 ○引き続き、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ることや、県や地域の情報を提供することで、自分たちも県民のひとりなのだという意識につなげ、外国人住民も自立し、行動する県民(アクティブ・シチズン)として積極的に社会に参画することを促すとともに、文化的背景の異なる人びとによる協働を進める必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.1(1)
		女性に対する暴力防止総合推進事業(DV相談先カードの配布)	0	DV被害者が、加害者に気づかれることなく携帯できるDV相談先カード(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語の7ヶ国語)を市町等の関係相談窓口を通じて配布する。 [ダイバーシティ社会推進課]	DV相談先カード(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語の7ヶ国語)に、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の情報を追加するなど内容を更新して、市町等の関係相談窓口を通じて配付した。	○DV相談先カードを外国語で発行することによって、外国人のDV被害者に相談窓口に関する情報を確実に伝えることができた。 ○DV被害が潜在化することのないように、DV相談先カードの発行だけでなく、相談後の支援等を含めた周知を行うことで、外国人のDV被害者が安心して相談できるよう、関係機関と連携して情報提供や啓発を進める必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.1(1)
		総合博物館管理運営費(三つ折りパンフレット作成)	0	三重県総合博物館(MieMu)のパンフレットを印刷し、来館者に提供する。(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語) [総合博物館]	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語のパンフレットを来館者に配布した。	今後も外国人の来館を受け入れられる環境を整備する必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.1(1)
		地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業	4,630	三重県齋宮歴史博物館の展示開設パンフレットを作成。 [齋宮歴史博物館]	齋宮や齋王の歴史文化の概要、館蔵品の紹介、周辺の名所の案内をするパンフレットを、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語の4種類で、各3千部作成。	訪日外国人増加に向けた受入体制、情報発信体制づくりを今後も進めていく必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.1(1)
		インターネット情報提供推進事業費	18	三重県ウェブサイトの外国語ページへの翻訳を行う(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)。 [広聴広報課]	三重県ホームページにおいて、県のさまざまな情報を多言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)で発信。	引き続き、多言語による県情報の効果的な発信を行うため、発信内容については、利用者が必要とする情報が適時適切に発信できるよう、拡充を図る必要がある。	戦略企画部	第Ⅲ章2.1(1)
		行動計画進行管理事業費(次期行動計画冊子作成)	1,160	次期行動計画冊子作成にあたり、外国人向けPR版冊子を作成する。 [企画課]	外国語版(英、ポルトガル、中国、スペイン、ハンゲル、タガログの計6言語)を作成(各言語1000部)。	作成された外国語版が有効的に活用されるよう関連団体に配布し、外国人へのPRをお願いした。今後も、外国人の皆様にも、「幸福実感日本」の三重をめざす「みえ県民カビジョン・第2次行動計画」への理解が深まるよう、適時、概要版の配布を行っていく。	戦略企画部	第Ⅲ章2.1(1)
	道路交通安全事業	1,424,347	新設の道路等の案内標識について、英語表記等の併用を実施する。 [道路管理課] ※事業費は、事業全体(歩道設置や交差点改良、道路照明灯の設置等を含む)の額を記入しています。	新設の道路等の案内標識について、英語表記等の併用を実施。	引き続き、道路改築事業などに伴い道路標識の新設が必要となるときは英語表記を併用していく必要がある。	県土整備部	第Ⅲ章2.1(1)	
	(2)地域で活躍する外国人住民の情報を発信します。	情報や学習機会の提供事業 (多言語行政生活情報提供事業) 【再掲】	7,122	外国人住民の地域社会への参画を進めるため、外国人住民が三重県(日本)で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報や生活情報、地域の課題や取組についての情報を、多言語HP(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で、外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供する。 [ダイバーシティ社会推進課]	外国人住民が地域社会の担い手となるために必要な、健康、安全、教育、文化などの行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で提供。 提供情報数:映像情報6件、文字情報48件 年間アクセス件数:77,637件 (提供情報例) 「多文化共生に向けて地域社会で活動している団体・外国人住民」10月映像情報	○外国人住民数の増加に伴い、日本での生活ルールについての文字情報や、年金制度について説明する映像情報を提供したところ、多くの閲覧があった。税金や医療助成制度に関する文字情報等を通じて、生活に密着した制度に関して周知を広め、理解を深めてもらうことができた。 ○4月に発生した熊本地震の影響から、以前に作成した地震や津波に関する映像情報へのアクセスが増加した。 ○引き続き、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ることや、県や地域の情報を提供することで、自分たちも県民のひとりなのだという意識につなげ、外国人住民も自立し、行動する県民(アクティブ・シチズン)として積極的に社会に参画することを促すとともに、文化的背景の異なる人びとによる協働を進める必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.1(2)

展開方向		事業名	事業費	事業概要	取組結果	成果と残された課題	担当 部局	指針 掲載 部分
2 文化の 違いや 多様性 を学び 合う機 会の提 供	(1) 文化的理解も含めた日本語学習の支援を行います。	情報や学習機会の提供事業 (日本語指導ボランティア育成事業)	501	市民活動の一環として開設されている日本語教室で、日本語に加えて日本文化や習慣についても学ぶことができるよう、研修会を市町等と連携して実施。すでに日本語教室で教えているボランティアを対象にスキルアップ研修を、市町と連携して開催する。 [ダイバーシティ社会推進課]	地域と外国人住民を結びつける役割が期待される日本語指導ボランティアを育成する研修を2市(松阪市・桑名市)で開催した。 松阪市 平成28年12月11日 参加者23名 桑名市 平成29年 1月14日 参加者29名	○研修会には、開催市のみならず周辺の市町からも多くの参加者があり、日本語指導において有効な教材の情報交換や効果的なカリキュラムの作成について活発な議論が行われ、より良い日本語教室の運営のための有意義な時間とすることができた。 ○日本語指導ボランティアの育成については、市町での取組が進み、県がモデル的に行う事業として目的を達成したことから、本事業を廃止する。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(1)
		情報や学習機会の提供事業 (多文化共生啓発事業)	615	地域の担い手としての外国人住民の主体的な参画という新たな社会的要請に応える視点も重視し、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを実施する。 [ダイバーシティ社会推進課]	NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して、多文化共生のための啓発イベントを津市で開催。 開催日：平成28年10月16日 開催場所：津リージョンプラザ、お城西公園(2016津市国際交流デーと同時開催) 参加者数：約210名 実行委員会参加団体：10団体	○多文化共生啓発イベントでは、外国人住民による発表やワークショップでの各国の文化紹介、多文化共生を考えるセミナーを行ったことで、地域住民の多文化共生への理解につなげることができた。 ○多文化共生社会づくりに向け、新たな団体等との協創の充実に取り組む。多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図っていく必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(2)
	(2) 多文化共生にかかわる啓発を行います。	同和問題等研修事業	817	広く県民を対象に人権が尊重される社会の実現をめざして、さまざまな啓発・研修事業等を行う。[人権センター]	さまざまな人権問題について、社会事象として取り上げられた事柄等をテーマに県民人権講座を開催し、広く県民の皆さんに啓発機会を提供。 第1回県民人権講座 開催日 平成28年8月7日 会場 県人権センター多目的ホール 演題 「“新”時代のコミュニケーション」～にしゃんた博士とまなぶ「じんけん」～ 講師 羽衣国際大学教授 にしゃんたさん 参加者 91名	講演会の開催や、会場での啓発資料の配布、パネル展示により、県民の皆さんに人権に関する多様な学習機会を提供することができた。引き続き、さまざまな場や機会を活用して啓発を行っていく。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(2)
		外国青年招致事業	21,753	地域レベルの国際化を推進するために国際交流員(CIR)を招致。地域・学校を訪問して県民との交流、多文化共生事業に関連する業務、通訳・翻訳業務等を行う。 [ダイバーシティ社会推進課]	○4名の国際交流員(英語圏2名、中国1名、ブラジル1名)を招致。国際交流員は、地域・学校訪問等による県民との交流や「やさしい日本語」の普及活動、多文化共生事業に関連する業務、通訳・翻訳業務などを行った。 学校等訪問 34回(16校) ○CIRによるFacebookページ「Humans of Mie」において合計12件の記事を掲載するなど情報提供を行った。 ○外国青年招致事業(JETプログラム)の取りまとめ団体として県及び市町の任用団体を取りまとめ、総務省や一般財団法人自治体国際化協会との連絡・調整を行った。	○学校訪問等の後で実施したアンケート調査の結果では高い評価を得た。 ○学校訪問、「やさしい日本語」普及活動等、国際交流員の活動をより多くの県民に周知し利用していただくため、広報にさらに力を入れる必要がある。 ○英語圏国際交流員2名は、外国(JET)青年に対するオリエンテーション、アドバイザー業務を実施したほか、外国(JET)青年向けブログを通し、生活に役立つ情報を随時提供した。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(2)
	(3) やさしい日本語の研修・啓発による普及に努めます。	情報や学習機会の提供事業 (やさしい日本語の研修・啓発)	0	必要な情報を、外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図る。 [ダイバーシティ社会推進課]	「やさしい日本語」の普及を図るため、市等からの依頼により、国際交流員による出前講座を行った。 (2回 三重県警察本部、四日市市役所)	県内には、多くの国籍や言語の外国人住民が在住していることから、引き続き、「やさしい日本語」によるコミュニケーションの普及を進める必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(3)
	(4) 国際交流の機会などを通じて国際理解を促進します。	情報や学習機会の提供事業 (国際理解研修の実施)	0	多文化共生社会や国際貢献を推進するキーパーソンとなる学校等の職員の人材育成を目的とした国際理解研修を、県教育委員会等と連携して実施する。 [ダイバーシティ社会推進課]	国際理解研修を県教育委員会とJICA中部と連携して開催。 開催日：平成28年8月8日 開催場所：県松阪庁舎 参加者数：52名	伊勢志摩サミットを契機に県民に芽生えた国際理解の意識を、多文化共生社会に導くものとするため、引き続き外国の文化を理解するのみでなく、県民と身近にいる外国人住民との交流を通じて、異なる文化を対等なものとして認めあい、理解しあう機会を提供していく必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(4)
		未来へつなぐグッドワーク・グッドライフ創造事業	34,854	伊勢志摩サミット開催の好機に、ポストサミットの取組として、「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマにした国際フォーラムを開催し、国際的に活躍する方をスピーカーに招聘するなど、広く国内外への情報発信を行う。 [ダイバーシティ社会推進課]	ポストサミットの取組として、9月に「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマにした「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」を開催し、国内外で活躍する方々を招いたキーノートセッションや「ダイバーシティ経営」、「リケジョ」、「農業女子」等のテーマ別セッション等を実施するとともに、広く情報発信を行った。 開催日：平成28年9月22日、23日 開催場所：鈴鹿サーキット 参加者：約400名	ポストサミットの取組として開催した本フォーラムを通じて、三重県から「女性活躍」のムーブメントを広く発信することができた。 引き続き、「女性活躍」の推進に取り組んでいく。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(4)
		サンパウロ州環境保全支援事業	2,716	サンパウロ州の行政職員等を対象に、公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)を活用して、環境保全に関する研修を実施予定。 [地球温暖化対策課]	サンパウロ州の技術者や行政職員を受け入れ、ICETTを拠点にして、環境保全に関する規制手法や産業公害防止技術等に関する研修を実施。 【平成28年度ブラジル連邦共和国サンパウロ州環境保全研修概要】 日程 平成28年10月17日から28日(12日間) 研修生 3名 研修テーマ 医療関係廃棄物処理とリサイクル(焼却処理後の廃熱利用等)	本事業の契機となった意思協定の期間が平成28年12月31日までとなっていたことから、本事業を一旦休止とした。	環境生活部	第Ⅲ章2.2(4)
	東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等推進事業	4,402	各国の大使館、オリンピック委員会、競技団体等に対し、県内のスポーツ関連施設や宿泊施設などの情報を発信し、県内市町へのキャンプ地誘致の実現に向けて働きかける。 [スポーツ推進課]	中央競技団体やターゲットとなる国の大使館、競技団体にPRを行った。 県内スポーツ施設を諸外国の競技団体が視察を行った。	○県内で初めてとなる協定締結を四日市市がカナダ体操協会と行った。 ○ラグビーワールドカップ2019の公認チームキャンプ地誘致に向けて、鈴鹿市と共同で申請を行った。 ○引き続き、県内の市町や競技団体と連携し、諸外国(オリンピック委員会や各競技団体等)へPRやキャンプ地誘致に向けての働きかけを行う。	地域連携部スポーツ推進局	第Ⅲ章2.2(4)	
	中国河南省農業科学院との覚書及び同覚書に係る協議書に基づく研究員の受入	0	技術交流の促進 中国河南省農業科学院研究員の受入 [農業研究所又は畜産研究所]	平成28年度については、農業科学院からの受入要請が無かったため、実施には至らなかった。	引き続き、農業科学院からの受入要請に対応し、技術交流の促進に努める。	農林水産部	第Ⅲ章2.2(4)	

展開方向		事業名	事業費	事業概要	取組結果	成果と残された課題	担当 部局	指針 掲載 部分	
2	情報や学習機会の提供	(1)文化の通訳を含めた情報を発信します。	7.122	外国人住民の地域社会への参画を進めるため、外国人住民が三重県(日本)で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報や生活情報、地域の課題や取組についての情報を、多言語HP(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で、外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供する。 [ダイバーシティ社会推進課]	外国人住民が地域社会の担い手となるために必要な、健康、安全、教育、文化などの行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で提供。 提供情報数:映像情報6件、文字情報48件 年間アクセス件数:77,637件 (提供情報例) 外国人住民の視点で必要な情報を選び、内容も分かりやすい形で提供している	○外国人住民数の増加に伴い、日本での生活ルールについての文字情報や、年金制度について説明する映像情報を提供したところ、多くの閲覧があった。税金や医療助成制度に関する文字情報等を通じて、生活に密着した制度に関して周知を広め、理解を深めてもらうことができた。 ○4月に発生した熊本地震の影響から、以前に作成した地震や津波に関する映像情報へのアクセスが増加した。 ○引き続き、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ることや、県や地域の情報を提供することで、自分たちも県民のひとりなのだという意識につなげ、外国人住民も自立し、行動する県民(アクティブ・シチズン)として積極的に社会に参画することを促すとともに、文化的背景の異なる人びとによる協働を進める必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.3(1)	
		(2)地域の新たな魅力を発信	7.122	外国人住民の地域社会への参画を進めるため、外国人住民が三重県(日本)で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報や生活情報、地域の課題や取組についての情報を、多言語HP(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で、外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供する。 [ダイバーシティ社会推進課]	外国人住民が地域社会の担い手となるために必要な、健康、安全、教育、文化などの行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で提供。 提供情報数:映像情報6件、文字情報48件 年間アクセス件数:77,637件 (提供情報例) 「三重県内の有名な観光スポット「なばなの里」を知ろう!」2月映像情報 「三重県観光情報SNS投稿コンテストについて」2月文字情報	○外国人住民数の増加に伴い、日本での生活ルールについての文字情報や、年金制度について説明する映像情報を提供したところ、多くの閲覧があった。税金や医療助成制度に関する文字情報等を通じて、生活に密着した制度に関して周知を広め、理解を深めてもらうことができた。 ○4月に発生した熊本地震の影響から、以前に作成した地震や津波に関する映像情報へのアクセスが増加した。 ○引き続き、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ることや、県や地域の情報を提供することで、自分たちも県民のひとりなのだという意識につなげ、外国人住民も自立し、行動する県民(アクティブ・シチズン)として積極的に社会に参画することを促すとともに、文化的背景の異なる人びとによる協働を進める必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章2.3(2)	
3	基盤となる安全で安心な生活への支援	(1)外国人住民に対する生活支援に取り組みます。	生活相談	5.792	外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語(7言語)での窓口及び電話相談に応じる。また、市町、市町国際交流協会、NPO等の外国人住民向け相談員や、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、相談を受けるにあたっての心構えや対応方法についてノウハウを学ぶ、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修を開催する。[ダイバーシティ社会推進課]	○外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、多言語(7言語)での窓口及び電話相談を実施。(窓口常設)ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、英語(電話協力)中国語、タイ語、ベトナム語 相談件数 529件 ○市町、市町国際交流協会、NPO等の外国人住民向け相談員や、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、相談を受けるにあたっての心構えや対応方法について、臨床心理士や実践者からノウハウを学ぶ、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修を開催(3回)。 第1回:平成28年7月27日外国人住民からの相談概況と最近の傾向について 参加者数:27名 第2回:平成28年9月27日「被害者」のままにしない外国人住民のDV・児童虐待における継続型支援 参加者数:19名 第3回:平成28年11月30日外国人の在留資格に関する相談について 参加者数:18名	○分野別では「医療・福祉」「暮らし・住まい」「就労」「教育・文化」に関わる相談が全体の6割以上となっている。相談者の国籍別ではブラジルの方が約半数、居住地別では津市の方が約半数であった。 ○県内の外国人住民は定住傾向にあり、さまざまな生活場面で生じる課題への対応が必要であることから、窓口担当者研修会では、子育てやDVなどの課題をテーマに開催した。 ○市町における外国人住民への対応の取組が進んできたことから、多言語による相談窓口と窓口担当者研修会を廃止する。	環境生活部	第Ⅲ章3(1)
			居住	389	県営住宅の外国人入居者に対して、電話通訳の支援を行う。[住宅政策課]	3者電話通訳機を使用した通訳(ポルトガル語、スペイン語)を実施した(3件)。	引き続き、県営住宅の外国人入居者に対して、電話通訳の支援を行う必要がある。	県土整備部	第Ⅲ章3(1)
			三重県居住支援連絡会事業	611	地方公共団体、民間の支援団体、不動産関係団体が連携し、外国人等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポートを行うことにより、外国人等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。 [住宅政策課]	○外国人等を対象とした民間賃貸住宅相談会を4回開催。 ○空き家を活用した支援の促進を図るため、「居住支援フォーラム」を開催。	引き続き、加入していない市町に対して参加を呼び掛けていき、実施地区の一層の拡大を図る必要がある。 外国人等の入居を拒まない住宅の登録数を増やすよう、家主等へ当事業の周知や啓発を図る必要がある。	県土整備部	第Ⅲ章3(1)
			公共職業訓練費(外国人向け職業訓練の実施)	5.556	津高等技術学校において外国人等、就業に際してコミュニケーション能力等に課題のある方々を対象に支援員を配置した訓練(金属成形科)を実施する。 [雇用対策課]	平成28年度は、金属成形科において9名(定員20名)が受講した。	引き続き、外国籍者を対象とした職業訓練の機会の提供を行う。	雇用経済部	第Ⅲ章3(1)
			労働相談室運営事業(外国人に対する労働相談体制の整備)	201	「三重県労働相談室」において、ポルトガル語・スペイン語での労働相談に対応するため、三者間通話機能を活用した相談体制を整備し、平日(9:00~16:30)、電話相談に対応する。 [雇用対策課]	外国人の方からの通訳を利用した労働相談10件に対応。	引き続き、外国人の方からの労働に関する相談に対し、的確なアドバイスや関係機関への紹介を行うなど三者通話による相談体制の充実を図る。	雇用経済部	第Ⅲ章3(1)
多文化共生がもつ力の活用事業(多文化共生ネットワーク推進事業) 【再掲】	910	愛知・岐阜・三重県および名古屋で定めた「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を普及することを目的に静岡県もメンバーに加え、28年度は本県でセミナーを開催する。 [ダイバーシティ社会推進課]	外国人労働者の適正雇用や多文化共生の推進について県内企業に働きかけるため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を目的とするセミナーを東海三県一市及び静岡県が連携して四日市市において開催。 平成29年1月26日13時30分~16時 参加者数80名	セミナーでは「グローバル時代の人材活用と企業経営」についての基調講演と、本県を含む東海地方4県の企業から、「外国人留学生の積極的な活用によるダイバーシティ推進の取組」、「外国人社員の育成や、リーダーとして活躍してもらう職場環境づくり」、「外国人留学生や海外の学生と日本企業のマッチングに努める取組」などの事例について情報共有が行われた。外国人労働者を雇用する企業の方から取組事例を紹介していただくことで、県内企業のみならず、外国人雇用と多文化共生推進について考える機会を提供できた。	環境生活部	第Ⅲ章3(1)			

展開方向		事業名	事業費	事業概要	取組結果	成果と残された課題	担当 部署	指針 掲載 部分
3 基盤となる安全で安心な生活への支援	(1) 外国人 住民に 対する 生活支 援に取 り組み ます。	安全で安心な生活への支援事業 (医療通訳育成事業)	5,760	医療通訳等の利用促進に向けて、①医療通訳育成研修(ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・中国語)を開催して、医療通訳の人材育成に努める。②公開セミナーを開催するなど、医療機関の関係者や外国人住民に、医療通訳の周知を行い利用促進に向けて働きかける。 [ダイバーシティ社会推進課]	医療通訳等の利用促進に向けて取り組んだ。 ○ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語および中国語の医療通訳者を養成する研修を、病院での実地研修も加え開催。研修受講者には実際に通訳者として活動できるよう、通訳ボランティアの派遣を行っている団体等を紹介。受講者数60名(ポルトガル語20名、スペイン語13名、フィリピン語14名、中国語13名) ○「外国人への医療を考えるセミナー」を開催。医療機関の関係者や外国人住民に、医療通訳の周知を行い利用促進に向けて働きかけた(1回) 開催日:平成28年12月10日 県立看護大学 参加者:35名 ○県内保健医療機関の外国人受診者対応に関する調査を、大阪大学大学院人間科学研究科との協働で実施。	○医療通訳者が常勤している医療機関の数は増えなかったが、既に常勤している医療機関において複数の言語に対応を始めるなど、県内の医療機関においても取組が進んでいる。 ○医療通訳育成研修を開催して、医療通訳の人材育成に努めた。また、公開セミナーを開催することで、医療従事者等による医療通訳への理解を深めることができた。引き続き取組の周知等を通じて、育成した医療通訳者が活躍する場(医療機関等)を広げる必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章3(1)
		エイズ相談・患者診療に伴う通訳派遣	50	外国人エイズ患者診療のために病院等に通訳を派遣する。 [薬務感染症対策課]	平成28年度における派遣要請はなかった。	新規HIV感染者及びAIDS患者報告数に占める外国国籍者の割合は、全国では、約10%で推移しているが、県内は、約20~30%となっている。また、日常会話レベルでの日本語によるコミュニケーションは可能な外国人患者であっても、専門用語や医学的説明・社会保障制度の利用の説明のために通訳が必要である。今後も、エイズ治療拠点病院と連携し、通訳活用を推進しながらエイズ診療の充実を図っていく。	健康福祉部	第Ⅲ章3(1)
		結核患者服薬支援等に伴う電話通訳	130	外国人結核患者及びその家族に対し服薬支援等の電話通訳を行う。 [薬務感染症対策課]	平成28年度における利用はなかった。	県内の新規結核患者に占める外国人の割合は、約10%であり、全国(約6%)よりも高い状況である。また、結核の治療は、服薬が長期に及ぶため、結核の正し理解と服薬完遂への支援が重要であり、外国人患者に対しては、通訳が必要である。今後は、体制の整備、充実を図るとともに、利用を推進し、外国人の患者や家族に対して効果的な支援を行っていく。	健康福祉部	第Ⅲ章3(1)
		外国人看護師候補者就労研修支援事業	1,390	経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の受入病院への支援を行う。 [地域医療推進課]	2病院(伊勢赤十字病院・田中病院)に対して補助を行った。	経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入が実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要になる日本語能力の取得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実が図った。	健康福祉部	第Ⅲ章3(1)
		外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	1,467	経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が、円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう日本語学習等の支援を行う。 [地域福祉課]	候補者を受け入れている3施設の外国人7名(インドネシア人5名、フィリピン人2名)に対して、学習支援にかかる財政的支援を行った。	外国人介護福祉士候補者は、日常的な日本語の理解・読解に課題がある。介護福祉士試験では難解な専門用語が用いられることから、さらに日本語学習を促進する必要がある。外国人介護福祉士候補者を受け入れる施設に対し、研修に要する経費の財政的支援を引き続き行っていく必要がある。	健康福祉部	第Ⅲ章3(1)
		家庭支援推進保育事業(加配保育士等)	24,965	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童を多数受け入れている保育所の保育内容の充実を図るため、保育士の加配等を行う。 [子育て支援課]	家庭環境に配慮が必要とされる児童が多数入所しており、保育士の加配を行っている私立保育所に補助を行う4市に対して助成を行うとともに、保育士の配置基準改善を実施している私立保育所に補助を行う2市に対して助成を行った。 加配保育士配置箇所 14箇所 配置基準改善箇所数 2箇所	加配保育士の配置によって、家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細やかな保育を受けられるとともに、家庭との連携の実現により児童の処遇向上が図られた。	健康福祉部	第Ⅲ章3(1)
		国民健康保険指導事務(外国人国民健康保険加入促進指導事業)	314	外国人に対する国民健康保険制度の周知徹底、適用の適正化を図るため、国民健康保険の保険者である市町に対し、事務指導の場を通じて適用状況の確認や制度周知(外国人用説明パンフレットの配布など)に係る指導・助言を行う。 [医務国保課]	市町に対する事務指導の周期を3年としており、平成28年度は10市町に対し事務指導を実施した。	制度の趣旨に鑑み、継続して適用状況の確認や制度周知を行うことが重要であり、引き続き市町に対し事務指導を実施する必要がある。	健康福祉部	第Ⅲ章3(1)
	防災	安全で安心な生活への支援事業 (災害時外国人住民支援事業)	4,287	災害時の外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修や外国人住民を主な対象とした避難所訓練を開催するほか、「みえ災害時多言語支援センター」の運営に向け関係機関との連携を強化する。 [ダイバーシティ社会推進課]	大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業に取り組んだ。また、大規模災害が発生した際に外国人住民等を円滑に支援するため、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と協議を行った。 ○災害時外国人サポーター研修を開催(2回) 桑名市 開催日:平成29年1月29日 参加者数 37名(日本人27名、外国人協力者10名) 鈴鹿市 開催日:平成29年2月5日 参加者数 46名(日本人37名、外国人協力者9名) ○外国人住民を主な対象とした避難所訓練を開催(2回) 桑名市 開催日:平成28年12月17日 参加者数 51名(うち外国人46名) 鈴鹿市 開催日:平成29年1月28日 参加者数 35名(うち外国人26名) ○大規模災害時を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練を実施(1回) 津市 開催日:平成29年2月12日 参加者数 33名	○災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、実践的な研修を行うことができた。 ○外国人住民を主な対象とした避難所訓練では、技能実習生受け入れ企業等へ参加を呼び掛け多くの外国人住民が参加したことで、より効果的な訓練とすることができた。 ○大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、あわせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができた。 ○外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要がある。また、大規模災害時には、NPO等の中間支援団体をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章3(1)
		防災情報提供プラットフォーム事業費	12,420	県の防災情報サイト「防災みえ.jp」の気象情報について、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語でも提供する。 [防災対策総務課]	県の防災ポータルサイト「防災みえ.jp」において、多言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)による気象情報の提供を行った。	県の防災ポータルサイト「防災みえ.jp」による情報提供について、県内在住外国人向けに周知を図っていく必要がある。	防災対策部	第Ⅲ章3(1)

展開方向		事業名	事業費	事業概要	取組結果	成果と残された課題	担当 部局	指針 掲載 部分
3 基盤となる安全で安心な生活への支援	(1) 外国人住民に対する生活支援に取り組みます。	その他	安全で安心な生活への支援事業 (外国人住民における消費者被害防止事業)	1,612 外国人住民の消費者被害防止のための研修会を市町と連携して開催する。外国人住民が被害者となる可能性の高い消費者被害について、外国人住民に効果的に伝わるように作成したDVDの活用を進める。 [ダイバーシティ社会推進課]	外国人住民等を対象とした消費者被害防止のための研修会を、市と連携して開催(2回) 研修会では、県が作成した多言語パンフレットを使った、県消費生活センター職員による説明と、外国人参加者自身によるトラブル回避のためのシミュレーションやクーリング・オフはがきの書き方を練習した。 亀山市 開催日:平成28年10月29日 参加者数 30名 松阪市 開催日:平成29年1月15日 参加者 16名	市町の外国人相談窓口担当者や外国人住民等を対象に開催し、通訳者を配置したり、実習を取り入れたりとすることで、より理解の深まる内容となった。 消費者被害に遭ってもどこに相談をすればいいかわからない外国人住民が多いことから、消費者被害防止のための研修会を引き続き開催するとともに、より多くの外国人住民等に伝わるよう取り組む必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章3(1)
			外国人住民との共生社会づくり推進事業	0 外国人住民が日本の良好な治安を体感でき、安心して快適に暮らすことができる共生社会の実現に向けて、日本の法令やルールなどの情報提供等に取り組む。 [組織犯罪対策課、警務課]	○警察本部ホームページにおいて、外国語版「日本での生活ルール(7言語)」、「犯罪被害者の手引き(4言語)」等を掲載し、防犯・交通安全情報等を発信 ○外国人対応の多い交番、駐在所への「POLICE」表示の整備 ○警察署、交番、駐在所等における英語併記の遺失拾得関係書類の整備 ○警ら用無線自動車(パトカー)等への「POLICE」表示の整備 ○外国語による運転免許学科試験の実施(英語、ポルトガル語) ○各地域の企業等で稼働する外国人を対象とした防犯・交通安全等講習会の実施(約130回実施) ○国際交流イベントにおける警察ブース設置、冊子の配布等による啓発活動の実施(H28.4.29四日市市笹川春まつり、H28.10.16 津市国際交流デー)	法令や犯罪情勢のタイムリーな情報を提供できるよう、啓発内容の改善と積極的な情報発信の推進に努めるとともに、外国人支援に向けた警察活動の基盤整備に取り組む。	警察本部	第Ⅲ章3(1)
	(2) 外国人児童生徒教育を推進します。	多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒教育推進事業 (就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業、進路を切り拓く外国人児童生徒推進事業)	24,414 外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援するとともに、専門的な知識・技能を有する巡回相談員を派遣し、日本語指導、学校生活への適応指導の充実を図る。 [小中学校教育課]	○日本語指導が必要な外国人児童生徒が多く在籍する7市(桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市)における外国人児童生徒の就学支援、初期適応指導等の取組を支援。 ○外国人児童生徒巡回相談員の派遣回数は、2,701回、外国人児童生徒教育専門員への電話等による教育相談等の件数は、127回であった(平成29年3月末)。 ○外国人児童生徒の学習のための日本語指導と教科指導の統合をめざした授業の効果的な指導事例の普及・活用の推進に取り組んだ。また、多言語による進路ガイダンスを実施した。	○初期適応指導教室では、個に応じた指導により、生活言語の習得や、学校生活へのスムーズな適応が図られた。また、3市(鈴鹿市、松阪市、津市)において、特別の教育課程における日本語指導の取組が進められた。今後、外国人児童生徒が、将来、社会の一員として共に生活していくことができるよう、日本語で学習する力(学習言語としての日本語能力)の習得を支援していく必要がある。 ○外国人児童生徒巡回相談員については、外国人児童生徒の在籍状況の広域化や多言語化に対応するため、平成28年度からタガログ語対応の巡回相談員を1名増員し、ポルトガル語対応7名、スペイン語対応2名、タガログ語対応3名、あわせて12名を配置し、派遣を行ってきた。 ○外国人児童生徒教育専門員への電話等による教育相談については、外国人児童生徒やその保護者にとって有効な窓口となっている。 ○進路ガイダンスにおいては、身近な存在である先輩からのメッセージは、外国人児童生徒の学習意欲や将来の目標設定につながった。 ○今後とも、日本語指導が必要な外国人児童生徒の多言語化への対応を充実するとともに、外国人児童生徒が学ぶ楽しさを感じられるよう、日本語指導や学校生活への適応指導を一層充実し、また、将来、社会の一員として共に生活していくことができるよう、日本語で学習する力(学習言語としての日本語能力)の習得を支援していく必要がある。	教育委員会	第Ⅲ章3(2)	
			4,759 日本語指導が必要な外国人生徒が、将来、社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学校・家庭・地域が一体となった日本語支援体制づくりを進めるとともに、外国人生徒支援専門員を活用し、高校における日本語指導の充実を図る。また、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム)の実践研究の成果を、各校における授業実践に生かせるよう支援する。 [高校教育課]	○外国人生徒支援専門員の配置 ・飯野高等学校に2名を配置し、要請に応じて県内高等学校へ派遣 ○JSLカリキュラムの研究 県内高等学校教職員対象研修会開催(3回) ・平成28年8月2日及び8月5日 第1回JSLカリキュラム研修会を実施 ・平成28年11月1日 第2回JSLカリキュラム研修会を実施 ・平成28年12月2日 第3回JSLカリキュラム研修会を実施 ○教員・生徒対象授業アンケートの実施によるJSLカリキュラムの効果の検証	○JSLカリキュラム研修会において、日本語指導と教科指導の統合を目指した授業による指導方法等の工夫改善に向けた研究が深まった。 ○県内7地域(桑名、四日市、鈴鹿、亀山、津、松阪、伊賀)で、日本語指導が必要な外国人生徒等の学習指導に係る情報の中学校から高等学校への円滑な引継ぎに係る取組を実施した。 ○効果的な適応指導や日本語指導の研究や支援体制等の一層の充実を図る必要がある。 ○日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム(JSLカリキュラム)の実践研究の成果を、各校における授業実践に生かせるよう支援する必要がある。 ○中学校から高等学校への必要な情報の円滑な引き継ぎについて、その成果を検証する必要がある。	教育委員会	第Ⅲ章3(2)	
			4,987 外国人児童生徒が在籍する特別支援学校に、指導・支援に係る情報の翻訳及び通訳を行うポルトガル語又はスペイン語の外国人児童生徒支援員(各1名)を派遣することで、外国人児童生徒及び保護者を支援する。また、必要に応じて、タガログ語等の通訳を派遣する。 [特別支援教育課]	○ポルトガル語及びスペイン語の特別支援学校外国人児童生徒支援員を、特別支援学校西日野にじ学園に配置し、外国人児童生徒及び保護者に対して、指導と支援に必要な情報の翻訳や、個別面談、家庭訪問、職場実習先等での通訳の支援を行った。 ○特別支援学校外国人児童生徒支援員を、外国人児童生徒が在籍する特別支援学校(豊学校、くわな特別支援学校、杉の子特別支援学校、稲葉特別支援学校)に派遣し、外国人児童生徒及び保護者に対して翻訳及び通訳の支援を行った。	○個別の指導計画や個別の教育支援計画、各種通信等の翻訳により、外国人児童生徒及び保護者に対して指導と支援に必要な情報を円滑に伝えることができた。 ○個別面談や家庭訪問、職場実習先等での通訳により、外国人児童生徒及び保護者と担任等が円滑にコミュニケーションをとることができ、指導と支援に必要な情報を共有することができた。 ○特別支援学校に在籍する外国人児童生徒は微増し、また多言語化していることから、外国人児童生徒支援員を継続して派遣するとともに、ポルトガル語及びスペイン語だけでなく他の言語についても、支援体制を整備する必要がある。	教育委員会	第Ⅲ章3(2)	
安全で安心な生活への支援事業 (キャリアガイドDVDの活用促進)	0 外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や、日本語、母国語の習得に意欲的に取り組むよう、外国人の先輩のメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD」の活用を進める。 [ダイバーシティ社会推進課]	学校現場でも活用していただくため、教育委員会が開催する外国人児童生徒教育担当者会議において説明し、希望者に配布した。	外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組むよう、外国人の先輩のメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD」の活用を進める必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章3(2)			
私立外国人学校振興補助金	11,000 私立外国人学校(学校法人立各種学校のうち一定基準以上の外国人学校)を設置・運営する学校法人に対して、経常費の一部を助成する。 [私学課]	ブラジル人学校2校にそれぞれ4,000千円を助成した。	私立外国人学校の運営経費に対し助成をすることにより、保護者の負担軽減が図られており、今後も引き続き助成をしていく必要がある。	環境生活部	第Ⅲ章3(2)			

展開方向	事業名	事業費	事業概要	取組結果	成果と残された課題	担当 部局	指針 掲載 部分
4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携	多文化共生がもつ力の活用事業 (多文化共生ネットワーク推進事業) 【再掲】	910	有識者、NPO、経済団体、外国人住民等で構成する三重県多文化共生推進会議において、「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づく取組の評価と検証などを行う。 [ダイバーシティ社会推進課]	○「三重県多文化共生推進会議」を開催(委員14名)。 第1回 平成28年6月27日(11名参加) 多文化共生社会づくりに向けた県の取組(27年度)の成果を検証したほか意見交換を行った。 第2回 平成29年1月30日(11名参加) 多文化共生社会づくりに向けた県の取組(28年度)の報告と今後の取組について意見交換を行った。 ○県市町多文化共生ワーキングを開催(11回)。 市町の現状や課題等について、実際に各市の取組の視察を行い、意見交換を行った。 ○多文化共生推進協議会(7県1市)では、幹事会(5月、2月)に参加したほか、国への共同要望と意見交換(8月)を行った。	多文化共生推進会議では、医療通訳などの県の取組に対して意見をいただいた。また委員それぞれの立場から、企業やNPO、大学等における多文化共生の現状や課題等について発言があり、意見交換を行った。 さまざまな主体と連携して、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりや、多文化共生社会づくりに必要な人材の育成に取り組む必要がある。	環境 生活 部	第Ⅲ 章4